

療養費申請に必要なもの

【社会保険へ返還後】

- ① マイナ保険証または資格確認書
- ② 世帯主の印かん（朱肉を用いるもの）
- ③ 社会保険へ返還した領収書または領収証明書（どちらも原本）
- ④ 診療報酬明細書（レセプト）の写し
※社会保険へ医療費を返還後、加入していた社会保険へお問い合わせください。
- ⑤ 口座番号がわかるもの（世帯主または受診者名義）
- ⑥ マル福受給者（医療福祉費助成制度）の方は、受給者証
※マル福の申請も必要です。

※療養費請求権の時効は、被保険者が医療機関等に支払った日の翌日から2年です。社会保険等に返還した日の翌日ではありませんのでご注意ください。

※「茨城県国民健康保険団体連合会」にて審査があるため、申請から支給決定までに約3カ月程度かかります。

〈問合せ〉

常総市役所 健康保険課 給付係

電話：0297-23-2111 内線 1212